

## 法学研究科の学位論文審査基準

### 【修士論文】

#### 1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 8 条(修士論文の審査)に従って、博士前期課程の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科修士課程・博士前期課程、さらに他大学大学院の修士課程・博士前期課程において指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として、修士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。ただし、論文審査において支障をきたす場合は、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保した上で、指導教員が主査になることが認められる。

#### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 7 条(修士論文の提出)の要件を満たすものとする。

#### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 10 条(修士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1)問題設定の明確性・新規性
- (2)先行研究(判例を含む)の網羅性・妥当性
- (3)分析力と論述の論理的整合性
- (4)結論の妥当性
- (5)論文の体裁

#### 4. 評価方法と判定

(1)全ての審査委員が、別表の修士論文評価基準表に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)20%、(2)20%、(3)20%、(4)20%、(5)20%)を、5～25 点で評価する。

(2)当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 9 条(最終試験)及び同規程第 12 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が総合計点の 60%以上の得点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、同規程第 12 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、同規程第 13 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、修士の学位を授与する。

## 【博士論文(課程修了)】

### 1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として、博士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。

### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 14 条(博士論文の提出)の要件を満たすものとする。

### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 問題設定の新規性・独創性
- (2) 先行研究把握の適切性・評価の妥当性
- (3) 分析力および論述の論理的整合性
- (4) 結論の妥当性・貢献度

### 4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、別表の博士論文評価基準表に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)25%、(2)25%、(3)25%、(4)25%)を、4～20 点で評価する。

(2) 当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 16 条(最終試験)及び同規程第 19 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が総合計点の 60%以上の得点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、同規程第 19 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、同規程第 20 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

## 【博士論文(論文提出)】

### 1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として、博士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。

### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 22 条(学位申請手続)の要件を満たすものとする。

### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1)問題設定の新規性・独創性
- (2)先行研究把握の適切性・評価の妥当性
- (3)分析力および論述の論理的整合性
- (4)結論の妥当性・貢献度

### 4. 評価方法と判定

(1)全ての審査委員が、別表の博士論文評価基準表に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)25%、(2)25%、(3)25%、(4)25%)を、4～20 点で評価する。

(2)当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 25 条(学力の確認)及び同規程第 27 条(博士論文の審査方法)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が総合計点の 60%以上の得点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、同規程第 27 条(博士論文の審査方法)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、同規程第 21 条(論文提出による学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

## 別表

## [修士論文評価基準表]

評価項目/点数	5点	4点	3点	2点	1点
(1)問題設定の明確性・新規性	問題設定は明確で検証可能性が高いだけでなく、新規性も確認できる。	問題設定は明確で検証可能性も高いが、新規性に欠ける。	問題設定はある程度明確で検証可能性もあるが、当該論文において十分な検証が可能とは言いがたい。	問題設定はある程度明確だが、当該論文において検証できる内容とは言いがたい。	問題設定が不明瞭であり、当該論文によって何を明らかにしたかが判然としない。
(2)先行研究(判例を含む)の網羅性・妥当性	国内の先行研究を把握し、それを適切に整理して正確に説明できているだけでなく、国外の先行研究についても把握している。	国外の先行研究については十分にフォローできていないが、国内の先行研究は把握できている、それを適切に整理し正確に説明できている。	国外の先行研究についてフォローできておらず、国内の先行研究は一定程度把握できているものの、その整理が不十分である。	国外の先行研究についてフォローできておらず、国内の先行研究の把握も不十分である。	国内外の先行研究の把握がほとんどできていない。
(3)分析力と論述の論理的整合性	資料等の分析と、分析結果に対する適切な解釈がなされており、論理的な整合性をもった議論展開ができている。	資料等の分析は十分になされており、分析結果の解釈も適切であるが、議論の論理的展開にやや難がある。	概ね資料等の分析はなされているが、分析結果と論述内容に齟齬が生じている。	資料等の分析はなされているが不十分であり、論理的整合性をもった論述もなされていない。	資料等の分析も、論理的整合性をもった論述も、ほとんどなされていない。
(4)結論の妥当性	結論の示唆する内容も、問題設定と結論との関係も、明確に記され、説得力をもった論述がなされており、またその主張には新規性が認められる。	結論の示唆する内容も、問題設定と結論との関係も、明確に記され、結論の説得力も十分にあるが、新規性に欠ける。	結論の示唆する内容も、問題設定と結論との関係も、ある程度明確に記されているが、結論の説得力に欠けるところがある。	結論の示唆する内容はある程度明確だが、問題設定と結論との関係がやや不明瞭である。	結論の示唆する内容も、問題設定と結論との関係も不明瞭である。

(5) 論文の体裁	論文の構成、文章表現等および文献の引用方法等において、論文としての体裁は十分に適切である。	論文の構成、文章表現等および文献の引用方法等において、論文としての体裁はおおむね適切である。	論文の構成、文章表現等、文献の引用方法等のいずれかに問題があり、論文の体裁は適切とはいえない。	論文の構成、文章表現等および文献の引用方法等において、論文としての体裁は適切とはいえない。	論文の構成、文章表現等および文献の引用方法等において、論文としての体裁をなしていない。
-----------	---	--	---	---	---

[博士論文評価基準表]

博士論文としての適切な体裁が整えられており、公正な研究であることを前提として、次の 4 項目について評価する。

評価項目/点数	5点	3点	1点
(1) 問題設定の新規性・独創性	問題設定は明確で検証可能性が高く新規性・独創性がともに認められ、学界における学説動向に影響を与え得るものである。	問題設定は明確で検証可能性が高いだけでなく、新規性も認められる。	問題設定はある程度明確になっており検証可能性もあるが、研究の意義を十分に説明できていない。
(2) 先行研究把握の適切性・評価の妥当性	国内外の先行研究について、網羅的に把握し適切に整理した上で正確に説明・評価できており、それらを国際的な学界動向の中に位置づけることもできている。	国内の先行研究は網羅的に把握し適切に整理した上で正確に説明・評価できており、国外の先行研究についても一定程度把握できている。	国内の先行研究は一定程度把握できているに留まり、国外の先行研究についてのフォローも不十分である。
(3) 分析力および論述の論理的整合性	資料等の分析結果に対する適切な解釈がなされており、問題設定から分析そしてその帰結に至るまで論理的な整合性をもった議論展開がなされ、学界における学説動向に当研究の成果を位置づけることができる。	資料等の分析結果に対する適切な解釈がなされており、問題設定から分析そしてその帰結に至るまで論理的な整合性をもった議論展開ができている。	適切な方法論に基づいて概ね資料等の分析はなされているが、分析結果と論述内容に齟齬が生じている。
(4) 結論の妥当性・貢献度	問題設定と結論との関係が明確に記され、結論の示唆する内容の説得力は十分にあり、学術的価値が認められるとともに、学界における学説動向への影響も期待できる。	問題設定と結論との関係が明確に記され、結論の示唆する内容の説得力は十分にある。	結論の示唆する内容はある程度明確だが、問題設定と結論との関係がやや不明瞭である。